

令和8年2月5日

市政記者クラブ 様

総務局行政DX推進部行政改革推進課

伊藤、稲山、塩谷（電話 052-972-2187）

上下水道局企画経理部経営企画課

山本（電話 052-972-3612）

交通局総務部人事課

鈴木（電話 052-972-3823）

令和8年度定員・組織改正の概要について

令和8年度定員・組織改正の概要について、お知らせします。

1 定員の概要

施設の民営化や業務の委託化等を進める一方で、必要度・重要度の高い事務事業へ重点的に職員を配置し、市長部局等の定員を 138 人増員し、公営企業の定員を 21 人減員します。

この結果、令和 8 年度の予算定員は 117 人増員し、34,062 人となります。

| 事 項 | 令和 7 年度 | 増減数 (予定) | 令和 8 年度 (予定) |
|-----------|----------|-------------|-----------------|
| 予 算 定 員 | 33,945 人 | 117 人 | 34,062 人 |
| 市 長 部 局 等 | 27,303 人 | 138 人 | 27,441 人 |
| 公 営 企 業 | 6,642 人 | △21 人 | 6,621 人 |

(注) 特別職を含まない。

○ 主な増員

| 事 項 | 定員増 |
|------------------------------------|-----|
| 中学校2年生での35人学級の実施等による小中学校等に係る教職員の増員 | 98人 |
| アジア・アジアパラ競技大会に係る執行体制の強化 | 70人 |
| 保育士配置基準改正への対応 | 15人 |
| 児童相談所配置基準等への対応 | 9人 |
| こども家庭センターに係る執行体制の強化 | 8人 |
| 南陽工場の開設準備・猪子石工場の大規模改修に係る執行体制の強化 | 6人 |

○ 主な減員

| 事 項 | 定員減 |
|---------------------------|------|
| 図書館への指定管理者制度の導入 | △27人 |
| 保育所の社会福祉法人への移管（2か所） | △18人 |
| 学校用務、学校給食調理業務の委託化 | △14人 |
| 定額減税補足給付金等の事業収束による執行体制の廃止 | △7人 |

2 令和8年度主な組織改正事項について

○ 国際化施策に係る執行体制(総務局、スポーツ市民局、観光文化交流局)

グローバル化の一層の進展や国際的な都市間競争の激化が見込まれる中、本市国際化施策について「外への国際化」「内なる国際化」を両輪とし、全庁的に推進するため、観光文化交流局観光交流部国際交流課の業務を総務局及びスポーツ市民局に移管します。

【移管の考え方】

- ・本市の国際化施策の全庁的な司令塔機能や調整機能を強化するため、総務局総合調整部に国際課を設置する。
- ・市民の多文化共生意識の醸成や外国人が安心して生活できる地域コミュニティを形成する取り組みについては、地域振興を所管するスポーツ市民局地域振興部に移管する。

| 現行 | 備考 |
|---|---|
| <pre> graph TD A[観光文化交流局 局長] --- B[担当部長 (都市魅力・国際都市化)] B --- C[観光交流部 部長] C --- D[観光推進課 課長] C --- E[国際交流課 課長] E --- F[課長補佐 (推進)] E --- G[課長補佐 (多言語情報発信等)] E --- H[課長補佐 (交流)] E --- I[課長補佐 (地域における外国人市民の支援)] C --- J[担当課長 (多文化共生・国際貢献)] </pre> | <p>総務局へ移管</p> <p>総務局へ移管</p> <p>総務局へ移管</p> <p>総務局へ移管</p> <p>総務局へ移管</p> <p>スポーツ市民局へ移管</p> <p>スポーツ市民局へ移管</p> |

| 改正案 | 備考 |
|-----|--|
| | <p>担当部長：観光文化交流局から移管・名称変更</p> <p>課長：観光文化交流局から移管・名称変更</p> <p>観光文化交流局から移管 観光文化交流局から移管</p> <p>新設（経常）</p> <p>観光文化交流局から移管・名称変更</p> <p>兼務組織の新設</p> <p>兼務組織の新設</p> |
| | <p>観光文化交流局から移管・名称変更</p> <p>観光文化交流局から移管・名称変更</p> |

○ アジア開発銀行年次総会に係る執行体制（総務局）

第60回アジア開発銀行年次総会に向けた開催準備等対応のため、担当部長（アジア開発銀行年次総会に係る企画調整）を新設し、担当課長（アジア開発銀行年次総会に係る企画調整）、課長補佐（アジア開発銀行年次総会に係る企画調整）を増設するなど、執行体制を強化します。

| 改正案 | 備考 |
|--|---|
| <pre> graph TD A[総務局 局長] --- B[担当局長 (企画調整)] B --- C[総合調整部 部長] B --- D[総合調整課 課長] C --- E["担当部長 (アジア開発銀行年次総会に係る企画調整) 観光文化交流局観光交流部担当部長 (MICE推進に係る特命事項の処理)を兼務"] D --- F["担当課長 (アジア開発銀行年次総会に係る企画調整) ② 観光文化交流局観光交流部担当課長 (MICE推進に係る特命事項の処理)を兼務"] D --- G["課長補佐 (アジア開発銀行年次総会に係る企画調整) ③ 観光文化交流局MICE推進課課長補佐 (MICE推進に係る特命事項の処理)を兼務"] </pre> | <p>担当部長： 新設 R9.3期限</p> <p>担当課長：①拡充 R9.3期限</p> <p>課長補佐： ②拡充 (R9.3期限)</p> |

○ 不登校児童生徒支援及び高等学校改革に係る執行体制（教育委員会事務局）

不登校児童生徒支援や、魅力ある市立高等学校づくりなどの施策を強力に推進するため、担当局長（学校教育に係る企画調整）を新設します。また、担当課長（不登校児童生徒支援に係る企画調整）を専任化し、課長補佐（フリースクール等に係る企画調整）を新設します。さらに、担当課長（一貫教育の推進に係る特命事項の処理）を担当課長（学びの多様化学校・中高一貫教育等に係る特命事項の処理）に名称変更し、担当課長（高等学校改革の推進）を専任化するなど、執行体制を強化します。

| 改正案 | 備考 |
|---|---|
| <pre> graph TD EC[教育委員会 教育長] --- ED[担当局長 (学校教育に係る 企画調整)] ED --- NSD[新しい学校づくり 推進部 部長] ED --- ED_S[教育支援部 部長] NSD --- NSD_P[新しい学校づくり推進課 課長] NSD --- NSD_A[担当課長 (不登校児童生徒支援 に係る企画調整)] NSD --- NSD_C[担当課長 (学びの多様化学校・ 中高一貫教育等に係る特命事項 の処理) 総務局市立大学部担当課長(市 立大学附属学校に係る調整)を 併任] ED_S --- ED_S_P[義務教育課 課長] ED_S --- ED_S_C[担当課長 (キャリア教育)] ED_S --- ED_S_C2[担当課長 (キャリア教育) <兼>] ED_S --- ED_S_H[高等学校教育課 課長] ED_S --- ED_S_R[担当課長 (高等学校改革の推 進) 教育支援部担当課長(キャリア 教育)を兼務] </pre> | <p>担当局長：新設 R9.3期限</p> <p>兼務解除 ※新しい学校づくり推進部担当課長(不登校児童生徒支援に係る企画調整)</p> <p>専任化 R9.3期限</p> <p>新設 (R9.3期限)</p> <p>名称変更 R9.3期限 ※担当課長 (一貫教育の推進に係る特命事項の処理) 併任設定</p> <p>兼務解除 ※教育支援部担当課長(高等学校改革の推進) 兼務化</p> <p>専任化 R10.3期限 兼務設定</p> |